

甲府市グリーン購入対象物品表(令和8年度)

19区分 164品目

「甲府市グリーン購入調達方針」第3に基づき次のとおりとします。

区 分	品 名	令和8年度	
		選 択 基 準	
紙類	コピー用紙	総合評価値が80以上であること	
	フォーム用紙	古紙パルプ配合率70%以上、白色度70%程度以下	
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	古紙パルプ配合率70%以上	
	印刷物	庁内用封筒(長3・角2)	古紙配合率100%のクラフト紙
			塗工紙以外は古紙パルプ配合率、白色度等により算定される総合評価値80%以上
			塗工紙は古紙パルプ配合率、塗工量等により算定される総合評価値80%以上
衛生用紙	トイレットペーパー	古紙パルプ配合率100%であるもの エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであるもの	
	ティッシュペーパー	再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されているもの	
文具事務用品	シャープペンシル	残芯が可能な限り少ないもの	
	シャープペンシル替芯	容器に再生材料を使用しているもの	
	ボールペン	芯が交換できるもの	
	マーキングペン	消耗品が交換または補充できるもの	
	鉛筆	原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの	
	鉛筆削り(手動)	再使用・再生利用または適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされているもの	
	スタンプ台	インク、液が補充できるもの、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの	
	朱肉		
	印章セット	液が補充できるもの	
	回転ゴム印	部品に再生材料を使用しているもの	
	定規		
	トレー	本体に再生材料を使用しているもの	
	消しゴム	古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いもの	
	事務用修正具(テープ)	消耗品が交換できるもの	
	事務用修正具(液状)	容器に再生材料を使用しているもの	
	ステープラー(汎用型)		
	ステープラー針リムーバー	再使用・再生利用または適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされているもの	
	ステープラー(汎用型以外)		
	連射式クリップ	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの 又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの	
	クラフトテープ	・テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であるもの ・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの	
	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む)	テープ基材に再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの	
	両面粘着紙テープ	・テープ基材については古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上であること ・紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること	
	製本テープ	再生材料を使用しているもの	

共通事項:エコマーク認定基準を満たすもの又は同等のもの

		令和8年度
区 分	品 名	選 択 基 準
	ブックスタンド	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	はさみ	再使用・再生利用または適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされているもの
	カッティングマット	マットの両面が使用できるもの
	テーブカッター	本体に再生材料を使用しているもの
	パンチ(手動)	部品に再生材料を使用しているもの
	OAクリーナー(ウェット)	内容物が補充でき、容器に再生材料を使用しているもの、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	OAクリーナー(液タイプ)	内容物が補充でき、容器に再生材料を使用しているもの
	レターケース	
	マウスパッド	本体に再生材料を使用しているもの
	カッターナイフ	
	OAフィルター(枠あり)	・主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの ・枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上使用されているもの
	OHPフィルム	再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上であるもの
	絵筆	金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること
	絵の具	
	墨汁	容器に再生材料を使用しているもの
	紙めくりクリーム	
	のり(液タイプ)	
	のり(固形)	内容物が補充、消耗品の交換が可能なもの、または容器に再生材料を使用しているもの
	のり(テープ)	
	フラットファイル	・表紙は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率が70%以上であること ・とじ具の再使用、分別廃棄可能なもの
	クリアーホルダー クリアーファイル	・認定プラスチック使用製品であるもの ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの ・とじ具の再使用、分別廃棄可能なもの
	バインダー(チューブファイル)	・金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、認定プラスチック使用製品であるもの ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの ・とじ具の再使用・分別廃棄可能なもの
	つづりひも	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの

		令和8年度
区 分	品 名	選 択 基 準
	カードケース	本体に再生材料を使用しているもの
	事務用封筒(紙製)	原紙は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率40%以上、バージンパルプを使用する場合、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの
	窓付き封筒(紙製)	・原紙は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率40%以上、バージンパルプを使用する場合、原木が持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの(窓部分に紙を使用している場合は、古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの配合率の判断の基準を窓部分には適用しない) ・窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること
	ノート	古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率70%以上
	インデックス 付箋紙	主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率70%以上であるもの
	額縁	本体に再生材料を使用しているもの
	テープ印字機等用 カセット	・本体に再生材料を使用しているもの ・使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できること
	テープ印字機等用テープ	・容器に再生材料を使用しているもの ・テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できるもの
	ごみ箱	主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されているもの又はバイオマスプラスチックで環境負荷低減効果が確認されたものが使用されているもの
	デスクマット	再生材料を使用しているもの
	名札(衣服取付・首下げ型)	部品に再生材料を使用しているもの
	印箱	
	公印	本体に再生材料を使用しているもの
	鍵かけ	
	パンチラベル	・再生材料を使用しているもの ・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの
	付箋フィルム	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないもの
	チョーク	再生材料が10%以上使用されているもの
	グラウンド用白線	再生材料が70%以上使用されているもの
	梱包用バンド	・紙の場合は古紙パルプ配合率100% ・プラスチックの場合はポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上使用されているもの
オフィス家具等	いす	
	机	・修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品や素材の再生利用等が容易になされるような設計がされていること
	棚	
	収納用什器(棚以外)	・金属を除く主要材料がプラスチックの場合は再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の25%以上使用され、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であるもの
	ローパーテーション	
	掲示板	・木質の場合は間伐材などが使用され、原料として原木が使用されている場合は、その伐採に当たって生産された国又は地域における法令に照らして適正に手続きされたもの
	ホワイトボード	
	コートハンガー	・材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m ³ h以下又はこれと同等のものであるもの

		令和8年度
区 分	品 名	選 択 基 準
	傘立て	・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上のもの又はエコマーク認定基準を満たすもの又は同等のもの
	個室ブース	
	ディスプレイスタンド	
	黒板	使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること
OA機器	コピー機	・使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること ・製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること
	プリンタ	
	プリンタ複合機	
	ファクシミリ	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと
	電子計算機(パソコン)	筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること
	ディスプレイ	使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること
	磁気ディスク装置	
	スキャナ	
	シュレッダー	
	デジタル印刷機	使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること
	記録用メディア	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
	電池	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
	電子式卓上計算機	・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること ・再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること
	掛時計	使用される一次電池の個数が可能な限り少ないこと
	トナーカートリッジ	使用済みカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルシステムがあり、トナーを除いた再資源化率が使用済製品全体質量の95%以上であるもの
	インクカートリッジ	使用済みカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルシステムがあり、インクを除いた再資源化率が使用済製品全体質量の95%以上であるもの
プロジェクタ	光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること	
移動電話等	携帯電話	・製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること、また、当該情報がウェブサイト等で容易に確認できること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	PHS	
	スマートフォン	
家電製品	電気冷蔵庫等	冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと
	テレビジョン受信機	・リモコン待機時の消費電力が0.5W以下であること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	電気便座	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
	電子レンジ	分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
エアコンディショナー等	エアコンディショナー	・冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること ・業務用エアコンディショナーにあつては、常時監視システムを使用したものであること
	ガスヒートポンプ式冷暖房機	冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと
	ストーブ	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること

		令和8年度
区分	品名	選択基準
温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	・冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること ・冷媒にフロン類が使用されていないこと
	ガス温水機器	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
	石油温水機器	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
	ガス調理機器	分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
照明	LED照明器具	特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと、また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること
	LEDを光源とした内照式表示灯	・定格寿命は30,000時間以上であること ・特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと、また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること
	電球形LEDランプ	・定格寿命は40,000時間以上であること、ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
自動車等	庁用自動車	国の基本方針の判断基準を参考にする
	E T C 対応車載器	
	カーナビゲーションシステム	
	タイヤ	
	エンジン油	
消火器	消火器	・消火薬剤に再生材料が重量比で40%以上使用されているもの ・エコマーク基準を満たすもの又は同等のもの
制服・作業服等	制服・作業服	・再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	帽子・靴	
インテリア・寝装寝具	カーテン	・再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	布製ブラインド	
	金属製ブラインド	製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること
	タフテッドカーペット	・未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	タイルカーペット	
	織じゅうたん	
	ニードルパンチカーペット	・未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	毛布	再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること
	ふとん	・再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ふとん側地又は詰物の繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	ベッドフレーム	・製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	マットレス	・再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	集会用テント	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること
	ブルーシート	ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が、製品全体重量比で50%以上使用されていること

		令和8年度
区 分	品 名	選 択 基 準
	防球ネット	ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること
	旗	・再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	のぼり	
	幕	・未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
	モップ	
設備	太陽光発電システム	修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされていることなど
	太陽熱利用システム	
災害備蓄品	ペットボトル飲料水	・賞味期限が5年以上であること ・製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること
	アルファ化米・乾パン・保存パン	
	レトルト食品	・次のいずれかの要件を満たすこと ア. 賞味期限が5年以上であること イ. 賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること ・製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること
	栄養調整食品、フリーズドライ食品	・賞味期限が3年以上であること ・製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること
	非常用携帯燃料	・品質保証期限が5年以上であること ・名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること
	携帯発電機	・騒音レベルが98デシベル以下であること ・連続運転可能時間が3時間以上であること、ただし、カセットボンベ型のものにあつては1時間以上であること
	非常用携帯電源	・電気容量が100Wh以上であること ・保証期間又は使用推奨期間が5年以上であること
資材	再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であることなど
	セラミックタイル	再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていることなど
	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること
	再生骨材等	コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること
	小径丸太材	間伐材であつて有害な腐れ、割れ等の欠陥がないもの
	ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること
	断熱材	・フロン類が使用されていないこと ・再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること
建設機械	排出ガス対策型建設機械	国の基本方針の判断基準を参考にする